

飯田市自治基本条例(仮称)「議会の骨子」

1 前文

私たちの住む飯田市は、南アルプスや天竜川に代表される雄大な自然に懷かれ、人々の生活は古くから営まれてきました。私たちは、これらの自然の恵みを享受し、その環境を守り、地域に根付く伝統や文化を大切にしてきました。時には、大火や未曾有の大水害に見舞われましたが、私たちは、互いに助け合い協力してこの苦難を乗り越え、いち早く復興に取り組むなど、新たなまちづくりにたゆまぬ努力を続けてきました。

また、市は周辺の町村との合併により市域が拡充し、当地域の産業・文化の中核都市として発展してきましたが、市民に身近なところで行政サービスを行うため、各地区に支所及び公民館を設置し、地域活動の支援や住民自治の振興を図ってきました。

しかし、産業構造の変化や高度情報化社会、少子高齢社会が到来し、時代の大きな転換点にさしかかっており、国及び地方の財政状況が一段と厳しさを増したため、国・地方を通じる更なる行政改革が急がれていますが、今後地方分権の確立にともない、社会構造は大きく変革するものと予想されます。

このため、私たちは、民主的にして能率的な行財政運営の確保に努め、意思決定過程の透明化を一層推進し、自治振興の一つの到達点である自己決定及び自己責任が実現される社会を念頭に、さらなる住民自治の発展を目指さなければなりません。

私たちは、先人が育ててくれた豊かで美しい自然や環境、健康で文化的な暮らしなどを守り、地方分権社会に相応しい、市民が主体の自立した住みよいまちを築くため、この条例を制定します。

2 総則

目的

この条例は、飯田市の住民自治の基本原則を定め、当該自治の推進に関する市民、市(飯田市の執行機関)および議会の役割を明らかにし、ともに考え協力して、市民が主体の住みよいまちづくりを円滑に推進することを目的とする。

用語の定義

ア 市民市内に居住する者及び市内で事業を営むもの若しくは公益活動をする団体をいいます。

イ 協働まちづくりを推進するため、市と市民が協力し、共に考え行動することをいいます。

ウ まちづくり市民福祉の向上に係わる諸事業及び諸活動を総称するものです。

エ 住民自治市民の意思に基づき行政を推進することをいいます。

オ コミュニティ地域の課題を話し合い、解決できるように、お互いに助け合いながら多種多様な活動を行うように地域住民により自主的に形成された組織をいいます。

付記:ア 市民については、市内に働く者、学ぶ者を含めるべきであるという意見が出されましたが、市民の権利・義務などとの関係がより複雑になるため慎重に取り扱う必要があり、上記のままとしました。

自治の基本原則

市民及び市は、次に掲げる自治の原則に基づき協働して自治の運営を推進するものとします。

ア 市民主体の原則(自律協調の原則)

住みよいまちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、自律した個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるように、市民と市が互いに協調して推進するものとします。

イ 情報共有の原則

住みよいまちづくりは、市政に関する情報を市民に公開し、当該情報に関する市民の意見を求め、これらの情報や意見を市民と市が共有して推進するものとします。

ウ 参加協働の原則

住みよいまちづくりは、市民の市政への多様な参加の保障及び促進を基礎に、市民と市が適切な役割分担のもと、協働して推進するものとします

条例の位置付け

この条例は、全ての条例の上位に位置し、他の条例を解釈する場合は、この条例の制定の趣旨を尊重しなければなりません。

3 市民の役割

市民の権利

ア 市民は、市政に関する政策形成過程から、まちづくりに参加する権利を有し、市政に係る重要な事項について、意見を述べる機会を設けるよう求めることができます。

イ 市民は、市の行政情報を知る権利を有し、市に対し公文書の公開を求めることができます。

ウ 市民は、市に対し、まちづくりに関する提案を行うことができます。

市民の責務

ア 市民は、自己決定・自己責任が実現される社会を念頭に、納税の義務を始め法令に定められた責務を、誠実に果たさなければなりません。

イ 市民は、市政に関して意見を述べる場に積極的に参加するなどして情報を広く収集し、市政への関心を高めるものとします。

コミュニティ

ア 市民は、生活環境の整備や様々な文化活動など多岐にわたるコミュニティ活動に積極的に参加します。

イ コミュニティ活動への勧誘は、高齢者世帯などに過度の負担をかけないような配慮をします。

ウ コミュニティが、市に対し、まちづくりに関する提案を行う場合は、構成員の十分な討議、意見集約が必要です。

事業者の責務

事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的貢献が円滑に進むように努めるものとします。

4 市等の役割

市の責務(市の執行機関及び市議会)

ア 市は、最大のサービス機関としての認識を持ち、公平公正な市政運営に努めるなかで、市民と適切な役割分担のもと、協働してまちづくりを推進するものとします。

イ 市は、情報公開制度の拡充により、市政運営の透明性の確保を図るとともに、行政上の諸課題について、市民に説明責任を果たさなければなりません。

ウ 市は、特に重要な事項については、市民が意見を述べる機会を設け、懇切丁寧に説明の上、市民の意見を求めることとします。

エ 上記の意見については、集約して公表するか利害関係者に通知します。

オ 市は、ウに規定する事項以外のものについては、公表の上、必要により市民の意見を求めるものとします。それら提出された意見は、必要により集約公表します。

カ 市は、ウ及びオに規定する意見を尊重し、それらの意見に対する市の考え方を明らかにしたうえで、適切な市政運営に努めるものとします。

キ 市長と議会は、ともに市民から選ばれた代表者として、市民福祉の向上のため、協力して市政運営に当たりますが、議会による行政監視を通じ、健全な緊張関係を保つものとします。

ク 市は、個人情報の保護に最大限努めるものとします。

市長の責務

ア 市長は、自治の基本原則を深く認識し、計画の策定、施策の実施、施策の評価などに、より多くの市民が参加できるよう、情報の適時的確な公表に配慮します。

イ 市長は、政策実現に向け市民の理解と合意形成を図る場合、少数意見の尊重に努めます。

ウ 市長は、市政に関し市民に説明するときは、平易で分かりやすい表現とします。市政に関する情報を公表するときも同様とします。

エ 市長は、付属機関の委員を任命する場合、総数に対する公募委員及び男女の比率に配慮し、選任するものとします。

オ 市長は、付属機関の委員の公募については、選考基準を定め公表します。

職員の責務

ア 職員は、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めます。

イ 職員は、職務の遂行に必要な知識・技術の向上に努めます。

ウ 職員は、一市民としてコミュニティ活動に積極的に参加するものとします。

行財政運営

(行政組織等)

市長は、市政を取り巻く社会情勢を的確に捉え、行政組織の簡素化を推進するとともに、当該組織間の連携を図り、最小の経費で最大の行政サービスを行うものとします。

(総合計画)

ア 市長は、市民の意見を反映し基本構想及び基本計画を策定するため、公募委員等で組織する付属機関を設置するものとします。

イ 当該付属機関の組織及び運営については、別に条例で定めます。

(行政評価)

ア 市長は、行政運営の透明性を高め、効率かつ効果的に事務を執行するため、毎年主要な事業について評価を行い、その結果を公表し、市民の意見を求めるものとします。

イ 当該評価に関する市民の意見とその対応状況を公表し、事務のより適正な執行と改善に努めるものとします。

(財政状況の公表)

ア 市長は、財政状況の公表を行うときは、市民に分かりやすい図表を使用し、用語の解説等を適切に加えるものとする。

イ 類似する資料を公表する場合も同様とします。

地域自治区

市長は、地方自治法第202条の4第1項に規定する地域自治区の設置に努めるものとします。

5 議会等の役割

議会の責務

ア 議会は、首長と対等な機関として、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の提言を行うとともに、民主的な運営に努めます。

イ 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について積極的に市民へ説明することにより情報の共有化を図り、開かれた議会運営と透明性の確保に努めます。

ウ 議会は、全員協議会や議員全員による勉強会の場を設け、議員間の自由な討議の機会を拡充するよう努め、議員の政策立案活動を支援します。

議員の責務

ア 議員は、二元代表制の役割を十分認識し、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより、議会がその権限を適切に行使できるよう自己研鑽に努めます。

イ 議員は、市民全体の奉仕者であることを深く認識し、政治倫理の確立に努め、市民との信頼関係を持続するなかで、市民の負託にこたえるものとします。

ウ 議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、常に市民全体の利益を優先させ行動するものとします。

エ 議員は、国政及び県政に関する情報の収集に努めるとともに、他市との状況を比較するなどして、幅広い知識の習得に努め、市政発展のため、それらの情報等を活用するものとします。

オ 議員は、議会の諸活動について市民への説明に努めるとともに、地域の課題や市民の意向把握に努め、地方自治法第96条

第2項の活用などにより、議会審議の充実を図り、市政に関し分権時代を捉えた政策提言を行うこととします。

カ 議員は、時代の変化に的確に対応し、市民に開かれた議会運営の実現に努めるとともに、市民の積極的な議会参加が得られるよう努めるものとします。

附属機関

議長の諮問事項を調査するため、議会は条例で附属機関を設置することができます。

付記：附属機関の設置については、法的に問題がないかどうか検討の必要あり。

6 住民投票

住民投票

ア 市長は、市政運営上の重要な事項に関して直接住民の意思を問う必要があるときは、議会の議決を経て住民投票を実施できます。

イ 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることとします。

7 雑則

見直し規定

この条例は、社会の変化に対応して、見直すものとする。